

# 知って得 国民健康保険

## 70歳以上75歳未満の自己負担割合について

平成21年4月から70歳から75歳未満の人のうち現役並みの所得がある人以外は、医療を受けたときの自己負担が2割に引き上げられることになっていましたが、制度の見直しにより平成22年3月末まで1割に据え置かれることになりました。

※現役並みの所得がある人で、すでに3割負担をされている人は除きます。

○該当の人には、新しい高齢受給者証を3月下旬までに届くように郵送します。

問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎286-3111 内線122・123

# 国民年金

## 平成21年4月から国民年金保険料が変わります

第1号被保険者の保険料

■定額保険料

平成20年度(月額)14,410円 ⇨ 平成21年度(月額)14,660円

■付加保険料…第1号被保険者の方で将来、より多くの年金を希望する人

(月額)400円

※付加保険料を納付すると、老齢基礎年金に上積みされる形で付加年金額(200円×付加保険料納付月数)が支給されます。

保険料の納め方

- ①納付書 社会保険庁から送付される納付書により、全国の金融機関・郵便局・コンビニエンスストア(一部取り扱いをしていないところがあります)で納めます。
- ②口座振替 申し込みは金融機関や郵便局などで行います。毎月自動的に引き落とし、納付のたびに金融機関や郵便局まで行く必要がないので、とても便利・安心・確実です。  
申込用紙は役場保険課国保年金係にもあります。
- ③インターネットを利用して納める方法(電子納付)  
自宅からインターネットなどを利用して納付します。
- ④クレジットカード納付  
クレジットカード会社(一部対象とならないカードもあります)が被保険者に代わって立替納付を行い、カード利用代金としてカード会員に請求する方法です。  
申込用紙は熊本東社会保険事務所または役場保険課国保年金係にあります。

保険料の免除

第1号被保険者で、所得が低い、失業した等の理由で納められない人のために、**保険料の免除制度**があります。申請免除は4段階(全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除)に分かれており、受けようとする年度の前年の本人・配偶者・世帯主の所得で審査されます。

所得が基準以上であれば免除はできません。

免除希望の方は、早めに熊本東社会保険事務所または役場保険課窓口にご相談して手続きしてください。

問い合わせ先 社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>  
熊本東社会保険事務所 ☎367-8144  
役場保険課国保年金係 ☎286-3111 内線122・123